

## 議案第3号

### 東広島市教育委員会公印規則の一部改正について

東広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和8年3月26日提出

東広島市教育委員会  
教育長 市場 一也

#### 1 提案理由

業務執行体制の変更に係る規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

#### 2 改正案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

東広島市教育委員会  
教育長 市場 一也

東広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会公印規則（平成20年東広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（電子計算組織による印影）</p> <p>第10条 電子計算組織を利用して証明認証、許可通知等の事務を行う場合には、当該事務の主務課長は、<u>教育総務課長及び情報管理担当課長</u>と協議し、電子計算組織に記録した公印の印影を打ち出した印形（以下「電子公印」という。）を公印として使用することができる。</p> <p>2 主務課長は、前項の規定により電子公印を使用しようとするときは、電子公印使用承認申請書（別記様式第5号）を<u>情報管理担当課長</u>の合議を経て教育総務課長に提出し、その承認を得なければならない。</p>	<p>（電子計算組織による印影）</p> <p>第10条 電子計算組織を利用して証明認証、許可通知等の事務を行う場合には、当該事務の主務課長は、<u>教育総務課長及び東広島市総務部DX推進監</u>（以下「DX推進監」という。）と協議し、電子計算組織に記録した公印の印影を打ち出した印形（以下「電子公印」という。）を公印として使用することができる。</p> <p>2 主務課長は、前項の規定により電子公印を使用しようとするときは、電子公印使用承認申請書（別記様式第5号）をDX推進監の合議を経て教育総務課長に提出し、その承認を得なければならない。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。